

岩手県芸術選奨実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、岩手県芸術選奨（以下「芸術選奨」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(芸術選奨)

第2 芸術選奨は、本県在住者等の行う芸術活動で、優れた業績を挙げたと認められる個人又は団体について表彰する。

(表彰の対象)

第3 表彰の対象は、次に掲げる分野の作品又は成果発表の活動とする。

- (1) 文学
- (2) 演劇
- (3) 音楽
- (4) 舞踊
- (5) 能楽
- (6) 邦楽
- (7) 舞台美術
- (8) 映像
- (9) その他

(選考)

第4 文化スポーツ部長（以下「部長」という。）は、被表彰候補者について、岩手県芸術選奨選考委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(被表彰者の決定)

第5 知事は、委員会の議を経て、被表彰者を決定するものとする。

2 部長は、前項の決定の結果を被表彰者に通知するものとする。

(表彰の方法)

第6 表彰は、表彰式において、被表彰者に対して表彰状及び賞金を授与して行うものとする。

(補則)

第7 この要綱の実施に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

2 岩手県芸術選奨実施要綱（平成11年6月21日教育委員会施行。以下「旧実施要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に旧実施要綱に基づき行われた平成28年度芸術選奨の手続は、この要綱に基づいてなされたものとみなす。